

久留米学園高等学校の授業料等に対する支援制度について

【高校生等就学支援金制度について】

全ての意志ある高校生が安心して勉学に打ち込めるため、授業料に充てる高等学校等就学支援金を生徒に支給し、家庭の教育費を国が支援する制度です。

【就学支援金の支給額】

世帯年収の目安	市町村民税の課税標準額×6%— 市町村民税の調整控除の額（父母合算）	支給月額
910万円以上	304,200円以上	0円（対象外）
590万円以上 910万円未満	154,500円以上 304,200円未満	9,900円
590万円未満	154,500円未満	33,000円

【高校生等奨学給付金制度について】

福岡県では、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯に対し、高校生等奨学給付金を支給します。

制度の概要

◆対象となる世帯と生徒1人当たりの支給額（年額）

- ①生活保護受給世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・52,600円
- ②道府県民税及び市町村民税所得割の合計が非課税世帯・・・・・・・・137,600円
- ③道府県民税及び市町村民税所得割の合計が非課税で、複数の高校生等がいる世帯
又は高校生等以外に15歳（中学生を除く）以上23歳未満の扶養されている兄弟姉妹
がいる世帯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・152,000円

◆支給方法

福岡県より保護者等の指定口座へ直接振り込まれます。

【その他の支援制度について】

	支援の内容	支援の対象者	支援の対象となる納付金	支援の金額（上限）
1	保護者負担軽減 （福岡県）	全員	授業料および教育充実費等	月額 500円
2	学校納付金軽減 （福岡県）	生活基準が要件※1に該当する世帯 （要件※1については下段 注記※1を参照下さい）	授業料および教育充実費等	月額 9,900円まで

【注 記】

〈※1：生活基準要件〉

- 生活保護世帯 ●所得税非課税世帯 ●市町村民税（所得割）非課税世帯
- 国民年金保険料免除世帯 ●児童扶養手当受給世帯 ●就学援助受給世帯
- 家計急変世帯など

以上の制度はあくまでも令和5年度の実績であり、現時点で確約するものではありません。
今後、変更の可能性もあります。